

広島県農業再生協議会旅費規程

平成16年	3月26日	制定
平成23年	9月12日	改正
平成25年	5月29日	改正
平成28年	6月10日	改正
令和元年	6月13日	改正
令和7年	2月20日	改正

旅費の計算については、各会員が所属する団体の旅費に関する規則・規程等適用し、本協議会より支出する。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 本協議会の設立総会における議決事項は、本協議会規約に基づく議決事項とすることができるものとする。

附 則

この規程の改正は、平成23年9月12日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年5月29日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

この附則の改正は、令和元年6月13日から施行する。

附 則

この附則の改正は、令和7年2月20日から施行する。